

外務省不作為の違法確認訴訟判決に対するコメント

2008年7月15日

仙台市民オンブズマン

1 外務省の職務怠慢を追認する不当判決である。北米第一課が通知を受けてから放置して、5か月後にやっとホノルル総領事館、イタリア、フランス等に文書送付依頼（簡便な書式）をしたことについてまで、業務の多忙を理由に免責している。情報公開法の重要性、機能を軽視した判決である。

2 外務省の陳述書を鵜呑みにし、証拠調べに基づかない事実認定をしており、極めて不公正な判断である。裁判所は、外務省職員の証人尋問を不採用とするにあたり、「原告の反対尋問権を損なわない範囲で事実を認定する」と述べたにもかかわらず、外務省職員の陳述書の内容を無批判に受け入れ、事実認定に利用している。

3 「情報公開制度の目的の実現を阻害する程度に著しいものであるため、社会通念上一般人において受忍すべき限度を超えていると評価できる場合に、初めて国家賠償法上保護に値する権利の侵害があったと評価するのが相当である」（19頁）と規範を定立する。この規範が情報公開制度になじむかどうかについては疑問がある。しかし、それを置くとしても、本件では、情報公開制度の目的の実現を阻害する程度に著しいものだし、明らかに受忍限度を超えていると認定されるべきである。もし、本件訴訟を提起しなければ、外務省はさらに開示不開示の決定を遅らせていたはずである。

4 控訴する方向で検討する。